

## こんなことで

### お困りではありませんか？

- \* 在宅の患者さんがなかなか食べてくれない。
- \* 栄養補助食品の選び方がわからない。
- \* 生活習慣病の栄養指導をしてほしい。
- \* 特定保健指導をお願いしたい。
- \* 通いの場で支援をしてほしい。
- \* 体重が減っていく。どうしたらいいの....

「どこに管理栄養士はいるの？」

栄養・食事に関すること

ぜひ、ご依頼・ご相談ください

栄養ケア・ステーションは、食・栄養の専門職である管理栄養士・栄養士が所属する、地域密着型の拠点です。地域住民の方、医療機関、自治体、健康保険組合、民間企業、保険薬局などを対象に管理栄養士・栄養士をご紹介、用途に応じた様々なサービスを提供します。

### お問い合わせ

公益社団法人鹿児島県栄養士会  
栄養ケア・ステーション

〒890-0056

鹿児島市下荒田一丁目36-1

TEL 099-256-1216

FAX 099-256-1217

携帯 080-7835-0607

E-mail [cs-kagoshima@k-eiyoushikai.or.jp](mailto:cs-kagoshima@k-eiyoushikai.or.jp)

# 栄養ケア・ステーションのご案内



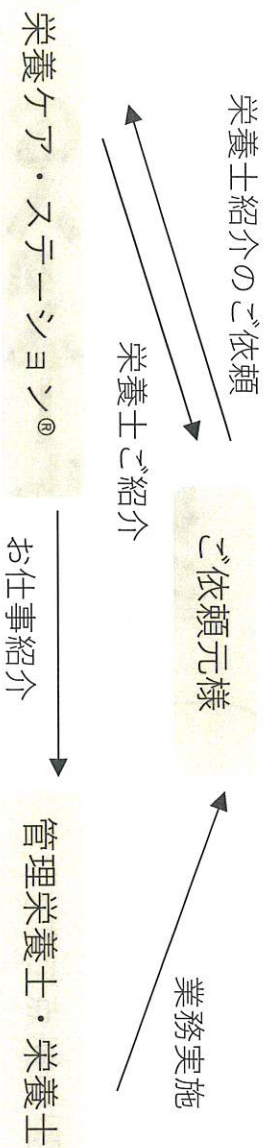
栄養ケア・ステーション®は

地域での栄養ケア活動に

貢献します



## ＜管理栄養士・栄養士紹介の流れ＞



＜参考＞料金は、ご依頼内容によって異なります。お問い合わせください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来栄養食事指導2：初回 (対面) (情報通信機器を使用)</li> </ul>	診療報酬 250点/回 225点/回
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来栄養食事指導2：継続 (対面) (情報通信機器を使用)</li> </ul>	診療報酬 190点/回 170点/回
<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅患者訪問栄養食事指導2               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ.単一建物診療患者が1人の場合</li> <li>ロ.単一建物診療患者が2人の以上9人以下の場合</li> <li>ハ.1及び2以外の場合</li> </ul> </li> </ul>	診療報酬 イ.510点/回 ロ.460点/回 ハ.420点/回
<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅療養管理指導II               <ul style="list-style-type: none"> <li>(一)単一建物居住者が1人</li> <li>(二)単一建物居住者が2～9人</li> <li>(三)単一建物居住者が10人以上</li> </ul> </li> </ul>	介護報酬 524単位/回 466単位/回 423単位/回
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所系サービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>栄養改善加算</li> <li>栄養アセスメント加算</li> <li>認知症グループホーム</li> <li>栄養管理体制加算</li> </ul> </li> </ul>	介護報酬 200単位/回 50単位/月 30単位/月

\*栄養ケア・ステーション®は公益社団法人日本栄養士会の商標登録です。(無断での使用は禁じられています)

## ご依頼の流れ

①栄養ケア・ステーション®へ「依頼申込書」(※栄養士会ホームページをご覧ください)  
E-mail・FAXで送るか、またはお電話をください。



E-mail

cs-kagoshima@k-eiyoushikai.or.jp

TEL 099-256-1216

FAX 099-256-1217

携帯 080-7835-0607

②ご依頼内容をお伺いして、ご説明させていただきます。



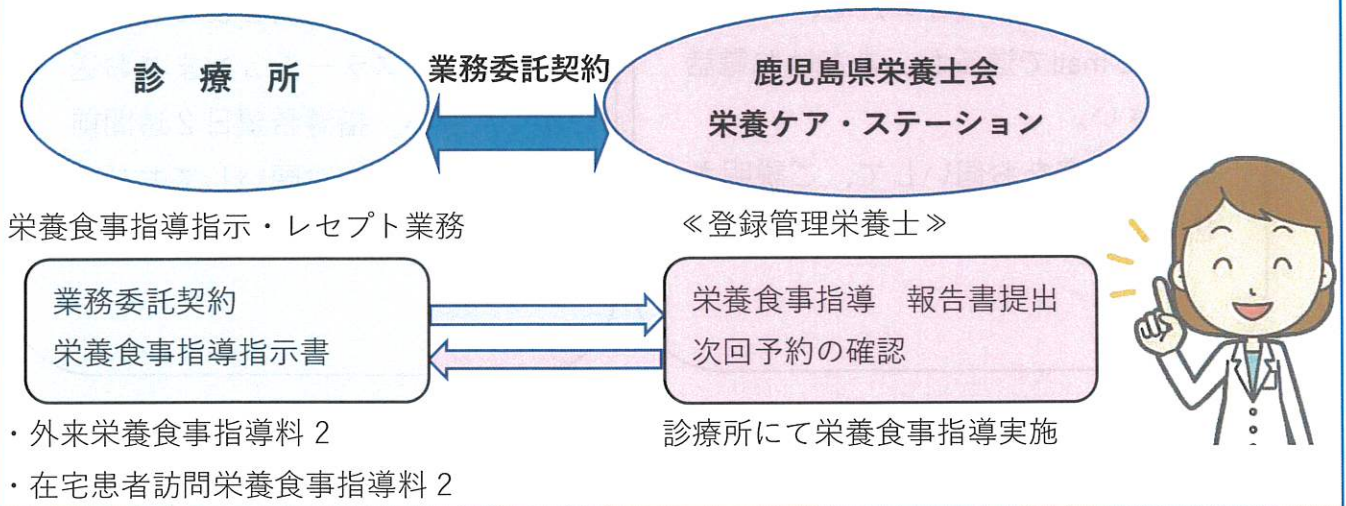
診療所の皆様

# 栄養食事指導を バックアップします

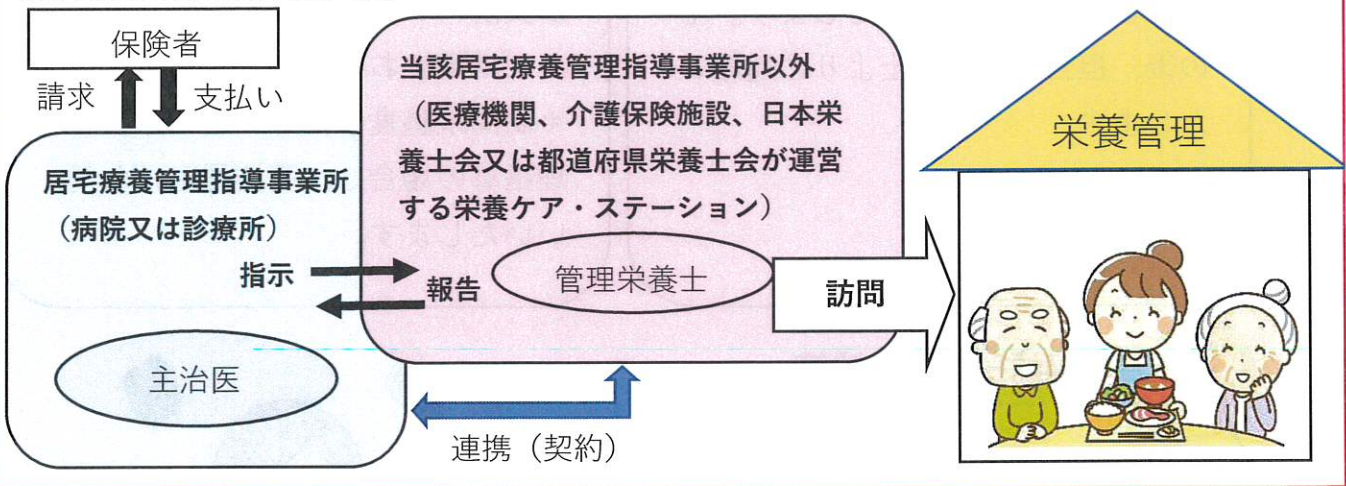
公益社団法人鹿児島県栄養士会栄養ケア・ステーションが管理栄養士をご紹介します

★診療所における外来栄養食事指導料2, 在宅患者訪問栄養食事指導料2, 管理栄養士による居宅療養管理指導費Ⅱについて、当該医療機関、当該居宅療養管理指導事業所以外（他の保険医療機関、または栄養ケア・ステーション）の管理栄養士が栄養食事指導を行う場合

## 【外来栄養食事指導料2・在宅患者訪問栄養指導料2】



## 【居宅療養管理指導費Ⅱ】



出典：令和3年度介護報酬改定（栄養関連）の概要について 厚生労働省老健局老人保健課資料

介護報酬・診療報酬における「栄養ケア・ステーション」は、公益社団法人鹿児島県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」になります。「認定栄養ケア・ステーション」と業務委託契約しても介護報酬・診療報酬は請求できませんのでご注意ください。

「お問い合わせ先」  
公益社団法人 鹿児島県栄養士会  
栄養ケア・ステーション まで

〒890-0056  
鹿児島市下荒田一丁目36-1  
TEL 099-256-1216  
FAX 099-256-1217  
携帯 080-7835-0607  
E-mail cs-kagoshima@k-eiyoushikai.or.jp





# 管理栄養士ご紹介について

公益社団法人 鹿児島県栄養士会 栄養ケア・ステーション

※ 次のような手順があります。

## 1 業務委託契約

栄養ケア・ステーションへ「依頼申込書」（※栄養士会ホームページをご覧ください）を、FAX・E-mailで送るか、またはお電話ください。ご依頼内容をお伺いして、ご説明させていただきます。

## 2 栄養食事指導の依頼

栄養食事指導を行う際は、「業務依頼申込書」と「栄養食事指導依頼書（医師の指示内容まで）」を栄養ケア・ステーションまでお送りください。指導希望日2週間前までにご提出をお願いしておりますが、お急ぎの場合はお申し出ください。

## 3 担当管理栄養士のご連絡

当会栄養ケア・ステーションより担当管理栄養士をお知らせします。その後、担当管理栄養士よりご連絡いたします。

## 4 指導当日

\* 外来の場合は、担当管理栄養士が貴院にお伺いします。カルテ等のご準備をお願いいたします。  
\* 訪問栄養食事指導・居宅療養管理指導の場合は、直接居宅にお伺いいたします。

## 5 業務委託費用の精算

毎月末日締め後、請求書を郵送いたします。請求書に記載された指定口座に15日頃までに振込みをお願いいたします。振込み手数料につきましては、恐れ入りますがご依頼元さままでのご負担をお願いしております。



「栄養ケア・ステーションは地域での栄養ケア活動に貢献します。」



# 栄養ケア・マネジメントを バックアップいたします

公益社団法人鹿児島県栄養士会栄養ケア・ステーションが管理栄養士をご紹介します

★ケア・マネジメントをお手伝いします★

## 介護職員が行う場合

### <口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)>

20単位/回

※6月に1回



利用者・介護職員等

#### スクリーニング内容【口腔・栄養】

- 硬いものを避け柔らかいものばかり食べる
- 入れ歯を使っている
- むせやすい
- 身長体重 (BMI18.5未満)
- 1～6か月の体重減少 (3%未満)
- 血清アルブミン値3.5g/dL未満
- 食事摂取量 (75%未満)

介護支援専門員

口腔・栄養  
スクリーニング

(チェックした全員の情報を文書で提供)

専門職への相談提言や  
適切なサービス選択

### <栄養改善加算>

200単位/回

居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、同意を得て、利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事指導等の栄養改善サービスを提供

## 管理栄養士が行う場合

### <栄養アセスメント加算>

50単位/月

フィードバック 厚生労働省

LIFE

#### アセスメント内容

- 低栄養状態のリスク
- 食生活状況等
- 多職種連携による栄養ケアの課題等

データ抽出  
(利用者全員)



利用者・管理栄養士・看護職員・介護職員等

(利用者又はその家族に結果説明)

※必要に応じて栄養食事相談等



介護支援専門員

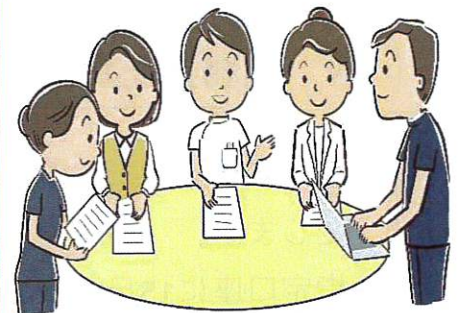
多職種による栄養アセスメント

(3月に1回以上)

(低栄養状態等の利用者は情報

※算定は毎月可

共有しサービス提供の検討を依頼)



出典：令和3年度介護報酬改定(栄養関連)の概要について 厚生労働省老健局老人保健課資料

《お問い合わせ先》

公益社団法人 鹿児島県栄養士会  
栄養ケア・ステーション まで

〒890-0056

鹿児島市下荒田一丁目36-1

TEL 099-256-1216

FAX 099-256-1217

携帯 080-7835-0607

E-mail cs-kagoshima@k-eiyoushikai.or.jp





# 管理栄養士ご紹介について

公益社団法人 鹿児島県栄養士会 栄養ケア・ステーション

※次のような手順があります。

## 1 業務委託契約

栄養ケア・ステーションへ「依頼申込書」(※栄養士会ホームページをご覧ください)を、FAX・E-mailで送るか、またはお電話ください。  
ご依頼内容をお伺いして、ご説明させていただきます。

介護報酬・診療報酬における「栄養ケア・ステーション」は、公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」になります。「認定栄養ケア・ステーション」と業務委託契約しても、診療報酬・介護報酬等の請求請求事務はできませんのでご注意ください。

## 2 担当管理栄養士のご連絡

当会栄養ケア・ステーションより担当管理栄養士をお知らせします。その後、担当管理栄養士よりご連絡いたします。

## 3 指導当日

事前の打ち合わせ通り、業務を実施します。

## 4 業務委託費用の精算

毎月末日締め後、請求書を郵送いたします。請求書に記載された指定口座に15日頃までに振込みをお願いいたします。振込み手数料につきましては、恐れ入りますがご依頼元さままでのご負担をお願いしております。



「栄養ケア・ステーションは地域での栄養ケア活動に貢献します。」